

○金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（仮称）骨子案

○金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（仮称）骨子案

○金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（仮称）骨子案

パブリックコメント手続きでのご意見と本市の考え方（回答）
意見募集期間 平成 26 年 10 月 21 日（火）～同年 11 月 19 日（水）

ご意見の概要	本市の考え方
I 居宅介護支援事業について（介護保険課）	
事業者の都合のみで居宅介護支援事業が行われていたり、本分に沿わないケアプランをたて保険給付を請求していたり、偽りの請求をしている場合の罰則の明確化や指導監査体制の強化が必要	これまでも事業者を訪問しての指導や研修会を通じて法令遵守の徹底を指導しており、今後も継続的かつ適切な指導に努めていきます。 また、偽りの請求があった場合は、法令の規定に基づき厳正に対処します。
II 介護予防支援事業について（介護保険課）	
1 変な競争原理や事業所の乱立によりサービスが低下しないよう、通所介護事業所及びサービス付き高齢者住宅の統制が必要 2 誠実に継続して行っている事業所への評価（女性雇用環境の整備や離職率の低さ等）が必要 3 地域密着型サービス事業を雇用環境を含め、継続し、よい事業とするために、補助金や助成金を見直しバランスよく振り分けることが、介護予防にかかる財源確保とともに必要	介護保険サービス事業に関する重要な課題と認識しており、今後の施策の参考とさせていただきます。
III 地域包括支援センターについて（長寿福祉課）	
地域包括支援センターは中立的な立場で、要支援者を利用者のニーズに応じて振り分けるのが本来の役目であるが、法人都合で他の事業所には全く利用者を振り分けていなかったり、本来の活動が行えていないセンターが何カ所かあるので、市の直轄あるいは委託先の変更が必要 センターの存在意義づけの見直しとして、誠実に行えていない居宅介護事業者等への監査権限の付与といった地域包括支援センターの抜本的な改革が必要	本市では地域包括支援センターの事業の実施にあたって公正・中立性の確保を運営方針の中で定め、委託先の現地調査等を通じて評価を行っており、今後も地域包括支援センターの適正な事業の実施に努めていきます。 地域包括支援センターのあり方についてのご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。